

# 平成22年分の所得税、贈与税、 個人事業者の消費税および 地方消費税の申告はお早めに！

## 申告書の作成は 国税庁ホームページで

パソコンとプリンターをお持ちで、インターネットが利用できる方は、**国税庁ホームページ**(<http://www.nta.go.jp>)の「**確定申告書等作成コーナー**」で、簡単に申告書や決算書・収支内訳書などが作成できます。作成した申告書を印刷し、源泉徴収票などの必要書類を添付して提出すれば、混雑した相談会場に行くことなく手続きが終了しますので、ぜひご利用ください。



## 申告と納付の期限 (現金納付の場合)

平成22年分の所得税、贈与税の申告と納付期限は**3月15日(火)**まで、個人事業者の消費税および地方消費税は**3月31日(木)**までです。

納税は、納付書を添えて税務署または金融機関で行ってください。申告書の提出後に、税務署からは納付書の送付は行いませんので、納税場所へ納付書を手渡ししてください。

また、電子証明書付きの住民基本台帳カード(住基カード)とICカードリーダーライタを準備すれば、同ホームページの「確定申告等作成コーナー」で作成した申告書を電子申告(e-Tax)で提出もできます。(贈与税は除く)

※電子申告について、詳しくはe-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

## 税務署の相談会場と 相談時間

土浦税務署では、3月31日(木)までの期間(土・日曜日、祝日を除く)、税務署会議室(3号館)で申告相談を行っています。

2月20日と27日の日曜日に限り、確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の收受、納付相談を行います。



(現金納付の窓口業務は行いません) 相談時間は、午前9時から午後5時までです。ただし、混雑時は相談時間終了前に受け付けを終了する場合があります。

なお、駐車場が狭いので、車での来署はご遠慮ください。

◎申告期間近になると、税務署の相談会場は大変混雑します。申告相談はお早めにお願ひします。

## 還付される税金がある ときの受取方法



還付される税金があるときは、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、振込先金融機関名、預貯金の種別、口座番号(ゆうちょ銀行の場合は記号番号のみ)を記入してください。

なお、振込先の預貯金口座は、本人名義のものに限ります。

国土浦税務署申告案内窓口  
(0822・1100)

※自動音声で案内します。申告相談などは、「0」番を選択してください。

